

一般社団法人沖縄県漁業無線協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人沖縄県漁業無線協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本協会の事務所は、糸満市に置く。

(地 区)

第3条 本協会の地区は、沖縄県一円とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本協会は、電波の公平且つ能率的利用により海上における災害を防止し、漁船の航海及び操業の安全を確保し、水産食料需給率の向上を図り、一般公共の利益を増進するために会員が共同して漁業用海岸局及びその他電気通信施設の設置及び運用、並びに、それに付帯する事業を行い、漁業無線通信の継続的発展と水産業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 漁業用海岸局及びその他電気通信施設の設置並びにその運用。
- (2) 漁業通信に関する技術の向上及び知識の普及推進。
- (3) 漁業通信に関する調査及び研究。
- (4) 漁業指導監督通信及びその他の電気通信に関する業務委託及び受託。
- (5) その他前各号に付帯する事業及び本協会の財務を補うための収益事業。

2. 前項に掲げる全ての事業は、沖縄県内において行う。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本協会の会員は、次の各号のとおりとする。

(1) 正会員

本協会の地区内に住所又は漁業根拠地を有し、本協会の運営する漁業用海岸局を利用する漁業船舶局の所有者又はその使用者である者。

(2) 特別会員

ア. 本協会の地区内で漁業を営む者を主たる構成員とする法人、又は団体及びその上部法人、又は団体。

イ. 本協会に功労のあった者又は学識経験者で本協会の趣旨に賛同し、理事会の承認を受けた者。

(3) 賛助会員

本協会の目的に賛同し、財政的支援等を目的として入会した個人又は法人。

(4) 準会員

ア. 本協会の地区以外の漁業船舶局の所有者又はその使用者で、本協会の漁業用海岸局を利用する者。

イ. 本協会の地区内で本協会以外の漁業用海岸局に所属する船舶局の所有者又はその使用者。

ウ. 官庁及び独立行政法人等の海洋調査等の船舶が本協会の漁業用海岸局を利用又は利用しようとする場合は、その所有者又は使用者を準会員とすることができる。

2. 前項各号の会員のうち正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の定める社員とする。

（ 入 会 ）

第7条 会員になろうとするものは、理事会で別に定める入会申込書に所定の事項を記載し、入会金を添えて会長に提出しなければならない。ただし、特別会員及び賛助会員については、入会承諾書の引受けにより会員となることができる。この場合入会金を免除するものとする。

2. 会長は、第1項の申し込みを受けて入会を承諾したときは、会員名簿に登録し、本人に通知するものとする。

3. 前条第1項第4号イについては、同条第1項の入会申込書及び入会金を免除する。ただし、所属漁業用海岸局からの登録名簿の提出によるものとする。

（経費の負担）

第8条 本協会の事業及び管理運営に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める賦課金徴収規程に基づく会費等を支払う義務を負う。

（任意の退会）

第9条 会員が退会しようとするときは、書面による退会届けを会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会の月までの会費の全額及びその他未納賦課金を完納しなければならない。

2. 第6条第1項第3号及び同条第1項第4号イの会員については、書面による退会届を必要としない。

（ 除 名 ）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会に出席した総正会員及び総特別会員の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。

- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ書面により通知するとともに、除名の議決を行なう総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
3. 除名した会員に対して除名した旨の通知をしなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、次の各号の1つに該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 総正会員及び総特別会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は、失踪宣告を受けたとき、又は、解散したとき。
- (4) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 本協会の総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員報酬額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(総会の開催)

第14条 定時総会の開催は、毎年6月までに1回開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

2. 総会は、総正会員及び総特別会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。
3. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総正会員及び総特別会員の10分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長が招集する。

2. 会長は、第14条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を召集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに通知しなければならない。
4. 正会員及び特別会員が書面によって議決権を行使できることを理事会において定めた場合は、2週間前までに通知しなければならない。
5. 前項の規定による場合は、総会参考資料及び議決権行使書面を交付しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長又は総会に出席した正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員の各1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、議決権を有する総正会員及び総特別会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 総会の議事は、第15条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ行うことができる。
3. 第1項の規定にかかわらず次の決議は、当該総会の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
4. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合は、候補者ごとに決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定めた定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会にやむを得ない理由のため、出席できない正会員及び特別会員は、代理人によりその議決権を行使することができる。この場合代理人は、代理権を証明する書面を総会の開催前までに提出しなければならない。

2. 正会員及び特別会員は、総会に出席する議決権を有する正会員及び特別会員、又は、その会員と生計を一にする未成年者を除く法律上の親族を代理権者とすることができる。

(書面議決権の行使)

第20条 書面による議決権の行使を行う正会員及び特別会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日の前日の業務時間の終了までに本協会に提出しなければならない。

2. 前項の規定により行使した議決権の数は、総会に出席した議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところによるほか、次の事項を記載した議事録を作成し、総会の日から10年間備え置かなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
 - (2) 正会員及び特別会員の現在数
 - (3) 出席した正会員及び特別会員数(議決権の代理行使、書面による議決権の行使の数について付記すること。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果
 - (6) 役員の出欠者氏名及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。
2. 総会の議事録には、議長及び出席した理事は全員記名、押印しなければならない

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第22条 本協会に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

(役員を選任等)

第23条 役員を選任については、法人法の定めによるほか、この定款の定めるところにより、総会の決議によって選任する。理事は、正会員及び特別会員の中から選任する。ただし、正会員及び特別会員以外から理事の定数の3分の1以内を選任することができる。

2. 会長は、監事がある場合において監事を選任する議案を提出する場合は、監事の同意を得なければならない。
3. 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定しなければならない。
4. 副会長及び専務は、理事会の決議によって理事の中から選定することができる。
5. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
6. 理事のうち同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者、所管する官庁出身者が占める割合は、理事定数の3分の1を超えてはならない。又は、同一業界関係者が占める割合は、理事定数の2分の1以下としなければならない。

7. 監事には、本協会の理事の親族、その他特別の関係にある者及び職員が含まれてはならない。
8. 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とする。第4項の副会長及び専務を法人法上の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、専務は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
3. 会長、副会長、専務は、毎事業年度において、4ヶ月を超える間隔で2回以上業務等の執行状況について、理事会に報告しなければならない。
4. 副会長は、会長の業務運営を補佐する。
5. 専務は、会長を補佐し、本協会の常務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 前2項のほか、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。
 - (2) 財産及び会計の状況又は理事が不正の行為、若しくはそのおそれがあると認められるときは、これを理事会に報告しなければならない。
 - (3) 第2号の報告をするため必要あるときは、理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする通知が発せられない場合は、請求した監事は理事会を招集することができる。
 - (4) 理事が総会に提出する議案、書類、その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは、定款に違反又は不当な事項が認められるときは、その結果を総会に報告しなければならない。
 - (5) 理事が本協会の目的の範囲外の行為をし、又は、法令、定款に違反する行為、又はそのおそれがある場合にそれによって本協会に著しく損害を生じさせるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
 - (6) 理事が本協会に対し訴えを提起する訴訟告知、又は、理事の責任追及、それに係る訴訟の和解に関する通知及び催告を受ける場合は、本協会を代表する。

(役員任期)

第26条 本協会の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の定時総

会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
3. 補欠により選任された監事の任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2. 報酬を受ける理事及びその報酬の額は、前項の範囲内で理事会において別に定める。
3. 報酬を受ける監事及びその報酬の額は、第1項の範囲内で監事の協議によって定める。
4. 役員には、日当及び交通費等の実費相当額を弁償することができるものとする。

第6章 理 事 会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置き、理事会は全理事をもって構成する。

(権限等)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 本協会の業務執行に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び専務の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、第25条第3項第3号の規定により監事が召集する場合を除き、会長が理事会の日の1週間前までに通知を發し、召集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
3. 会長は、理事又は監事から理事会召集請求があったときは、その日から5日以内に召集通知をもって2週間以内に理事会を招集しなければならない。ただし、前項の事由が発生した場合には、副会長がその任にあたる。
4. 理事及び監事全員の同意があるときは、理事会の召集の経路を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこの任にあたる。但し、第31条第2項の場合は、副会長がこの任にあたる。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は、理事の過半数の出席をもって成立し、その過半数をもって決議する。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2. 第1項の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。
3. 理事会の審議事項に特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることはできない。

(議事録)

第34条 理事会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間事務所に備え置かなければならない。議事録の作成に当たっては次の事項を記載しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
 - (2) 役員の出欠状況及びその氏名
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の要領及びその結果
2. 議事録には、理事会に出席した理事及び監事は、記名、押印しなければならない。
 3. 代表理事選定に関する理事会の議事録には、実印を使用し印鑑証明をつけなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、少なくとも当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会で承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及び付属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）及び各付属明細書

(3) 財産目録

2. 前項の書類のほか、定款及び会員名簿を常時事務所に備え置くとともに、次の書類を定時総会の日の2週間前から5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会に出席した総正会員及び総特別会員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

(解 散)

第39条 本協会の解散は、総会に出席した総正会員及び総特別会員の3分の2以上の議決を経て行う。又は、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第40条 本協会は、解散のときに有する残余財産は、総会に出席した総正会員及び総特別会員の3分の2以上の議決を経て類似の目的を有する公益法人、又は、地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の措置)

第41条 本協会は、剰余金の分配をすることはできない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事 務 局

(事 務 局)

第43条 本協会は、事業の推進及び事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
4. 第3項以外の職員は、会長が任免する。
5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 補 則

(委 任)

第44条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
3. 本協会の最初の代表理事は、金城宏とする。
4. 平成24年5月25日総会の決議に基づき第6条第4号ウを新設し、平成24年5月26日から施行する。